

2026雲南市桜まつり 「雲南食堂」出店者募集要項

雲南市桜まつり実行委員会
(雲南食堂事務局:雲南市観光振興課)

1. 趣旨

桜まつりで来場する人にふれあいの場、憩いの場を提供することで雲南市の様々な「幸」をPRするとともに、地域の賑わいを創出する

2. 日時

令和8年4月4日(土)、5日(日) 10:00~15:30

※各店舗の出店日は2日とも出店を予定しておりますが、出店スペースの都合上、申込状況により調整をさせていただく場合があります。

※1日につき30店舗程度の出店を想定しております。

3. 会場

木次駅前商店街 (詳細は【出店エリア】をご参照ください)

4. 主催

雲南市桜まつり実行委員会

5. 出店要件

(1) 募集店舗数及び出店料

①出店店舗数

メイン通りまたは県道付近 最大40店舗程度 (20区画×2日)

キッチンカーエリア 最大14店舗程度 (7区画×2日)

※メイン通り及び県道付近は、1店舗当たり横幅3m×奥行き3mで想定しています。

※出店場所については事務局で調整いたします。

②出店料

・出店者 ¥5,000/日(税込)

出店料はイベント運営経費に充てます。

※今回から事業者および地域/まちづくり団体の出店料は統一金額となりました。

※上記以外に警察への出店手数料がかかる場合があります(調整中)。

(2) 出店資格及び出店品目、出店の決定

【出店資格】

雲南市内の事業者(自治会、地域/まちづくり団体を含む)であること。

※手打ちそばの出店はできません(保健所からの要請を受けR6.3.8の実行委員会で決定)

【出店品目】

- 出店できる品目は食を中心とし、次の①～④をすべて満たすものとする。
- 生もの（なまもの）や現地での調理工程が複雑なものは出品できません。
- 雲南市の素材や技術については必須要件ではありませんが、市内産品の提供にご協力をお願いします。

- ①テイクアウトが出来る品目、パッケージであること
- ②出店事業者等が自己又は自己の責任において生産又は販売する品目であること
- ③各種法令、条例等に違反しない品目であること
- ④危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生の恐れのない品目であること

【出店の決定】

提出された「申込書」等に基づいて令和8年2月13日（金）までに事務局にて決定し、申込者に連絡します。

希望者が多数の場合、出店をお断りする場合があります。なお選考にあたっては『雲南市の素材や技術にこだわりの事業者』を優先的に採用いたします。

（3）出店申込み

①申込締切：令和8年1月30日（金）17:00まで

②申込方法：

ア) メールにて別紙「申込書」を送付してください。

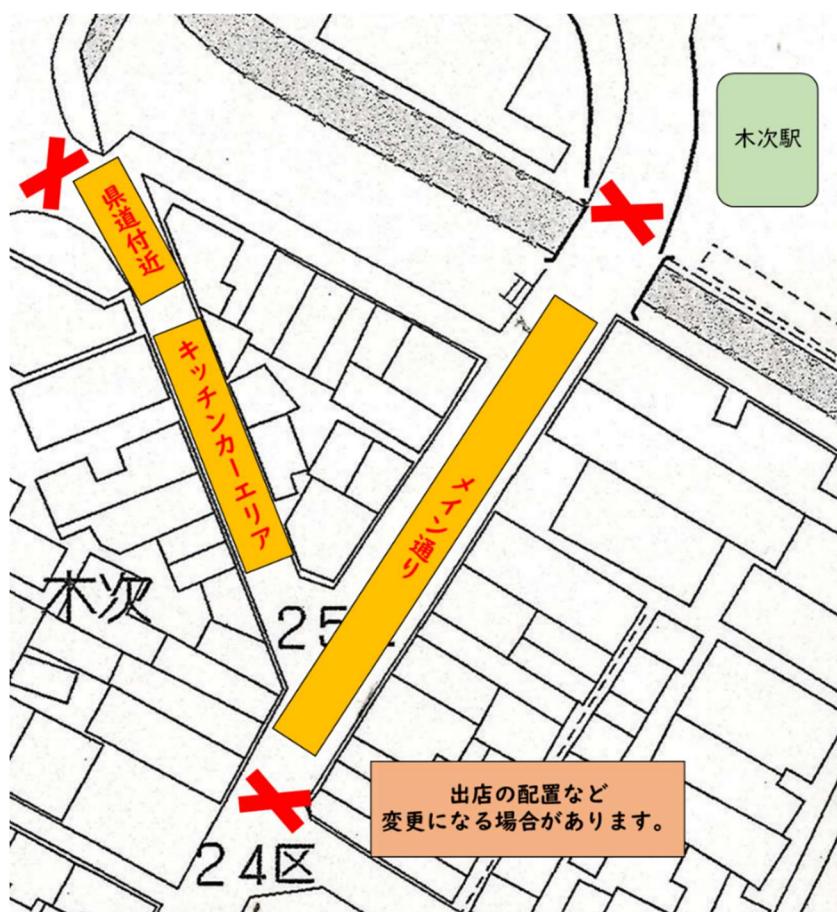
送付先メールアドレス：kankoushinkou@city.unnan.shimane.jp

イ) FAXにて別紙「申込書」を送付してください。

送付先FAX：0854-47-7879

（4）出店エリア及び搬入出など

【出店概要エリア】 **＊**部分は車両通行止め



①搬入出について

搬入及び搬出は開催当日に行ってください。

【出店スケジュール（予定）】

08:00～ 準備開始可能

10:00～ 営業開始

15:30～ 片づけ

※イベントエリアの交通制限は9時～16時を予定しています。

※交通制限時間内は車両の出入はできません。

②備品の貸し出しについて

備品の貸し出しは行いません。出店者で準備をお願いします。

出店場所には屋根がないため、テント等の準備を推奨します。

（5）注意事項等

【場所の使用について】

このイベントでは、個人の自宅前や建物の一部をお借りして出店を行います。地元の皆様のご協力で場所を使わせていただいているので、使用可能場所及び施設等をよく確認の上、お互い気持ちよくイベントができるよう心掛けてください。

【水及び電気の使用について】

水及び電気を使用する場合は、原則出店者にて準備してください。

使用して出た排水についても出店者で責任をもって処理してください。

電源確保等のための自家発電機の持ち込みは可能とします。

水を大量に使用される場合は、現地での調達が可能か調整するため、事前に事務局に相談のうえ、申込してください。（使用にかかる費用はご負担いただきます）

※現地において水、電気を調達する場合は、出店場所が限定されますので、あらかじめご了承ください。

【従事者の健康管理等について】

体調不良や過去一週間くらいの間に下痢のあった者は作業をさせないようにしてください。同居の家族にも同様の症状があった場合にも作業を控えてください。（健康チェック表等の提出は求めません。）

【出店品目の表示等】

「家庭用品品質表示法」「食品表示法」「食品衛生法」「不当景品類及び不当表示防止法」等に定められた表示方法・内容を遵守してください。

【その他】

- ・消費者に対して単に未開封の缶やびん詰めの酒類を販売する行為であって、その場以外で飲用に供することを予知して販売する場合は、酒税法上の酒類販売業免許が必要です。ただし、ビール等をコップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は、酒税法上の酒類販売業免許は不要です。

- ・火気取扱店の場合は、消防署からの指導により、消火器を設置してください。また、当日は消防署職員の巡回があるので、自主点検を実施するとともに、関係部署から改善の指示等があった場合は従順に対応してください。
- ・飲酒した人が出店・販売を行わないようしてください。
- ・店舗内で発生したゴミは、各自お持ち帰りください。
- ・売上金、商品、釣り銭等は各自で管理をしてください。
- ・食器等は清潔なものを使用し、なるべく可燃トレー等を準備するようしてください。
- ・来場時、退場時は必ず主催者（本部）へ報告してください。
- ・「申込書」に基づき「模擬店開設届」を一括して主催者が保健所に提出します。「申込書」に記載の無い商品の販売は原則できません。「模擬店開設届」以外の許可や届け出等（酒類の販売など）が必要な場合は、出店者において責任を持って行ってください。
- ・人身、物損、盗難等の事故に関して、主催者側は一切の責任を負いません。
- ・出店及び食品販売行為に関して発生したトラブルに対しては、販売後も含めて出店者にて対応してください。
- ・本要項の記載事項に違反し、主催者の指示に従わない場合は、即時退場を求めます。

6. 出店者説明会

日時：令和8年2月24日（火）14：00から15：00

場所：雲南市役所2階 205・206会議室

内容：①雲南市桜まつり概要説明

②出店概要説明

③質疑応答

7. 問合せ先

雲南市桜まつり実行委員会 事務局（雲南市役所 観光振興課内）

電話：0854-40-1054 担当：川西